変更した事項
名称　宿港仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県宮古市（閉伊埼灯台の北西方約五・九キロメートル）
北緯　三九―四一―二四
東経　一四一―五八―二六
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
明弧削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十四年十二月八日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第十六号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月二十五日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　門川港庵川防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県東臼杵郡門川町（門川港庵川防波堤外端）
北緯　三二―二八―三八
東経　一三一―四〇―〇五
廃止年月日　平成二十四年十二月十一日

○海上保安庁告示第十七号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月二十五日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　神湊港突堤灯台
位置
所在地　東京都神湊港（岸壁外端）
北緯　三三―〇七―二四
東経　一三九―四九―二一
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
変更年月日　平成二十四年十二月十一日

名称　川内港西防波堤北仮設灯台
位置
所在地　鹿児島県川内港（西防波堤北端）
北緯　三一―五二―一四
東経　一三〇―一一―三七
変更した事項
光度　実効光度二八カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで三・六メートル　平均水面上から灯火まで九・四メートル
変更年月日　平成二十四年十二月十一日

名称　門川港南防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県東臼杵郡門川町（門川港南防波堤外端）
北緯　三二―二八―一三
東経　一三一―三九―四一
変更した事項
光度　四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・五メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十四年十二月十一日

○海上保安庁告示第十八号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月二十五日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　金武中城港金武火力発電第二号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西北西方約七・〇キロメートル）
北緯　二六―二五―一六
東経　一二七―五五―四八
撤去年月日　平成二十四年十二月十二日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第十九号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月二十五日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　東京羽田沖浅場造成C灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約三・〇キロメートル）
北緯　三五―三三―二二
東経　一三九―四八―〇三
変更した事項
光達距離　閃光実効光度三九〇カンデラ　不動光三九カンデラ
変更年月日　平成二十四年十二月十二日

名称　牛窓港灯台
位置
所在地　岡山県瀬戸内市（前島城ヶ鼻）
北緯　三四―三六―四六
東経　一三四―一〇―二六
変更した事項
光度　閃光実効光度三九〇カンデラ　不動光三九カンデラ
光達距離　閃光七・五海里　不動光四・〇海里
変更年月日　平成二十四年十二月十二日

名称　東京羽田沖浅場造成D灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約二・八キロメートル）
北緯　三五―三三―二八
東経　一三九―四七―五九
変更した事項　一時変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十四年十二月十二日

名称　東京羽田沖浅場造成E灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約二・六キロメートル）
北緯　三五―三三―三五
東経　一三九―四七―五四
変更した事項　一時変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十四年十二月十二日

名称　東京羽田沖浅場造成F灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約二・三キロメートル）
北緯　三五―三三―四一
東経　一三九―四七―五〇
変更した事項　一時変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十四年十二月十二日

名称　東京羽田沖浅場造成G灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約二・一キロメートル）
北緯　三五―三三―四八
東経　一三九―四七―四五
変更した事項　一時変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十四年十二月十二日

○海上保安庁告示第二十号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月二十五日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　金武中城港金武火力発電第四号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西北西方約八・〇キロメートル）
北緯　二六―二五―五〇
東経　一二七―五五―二六
撤去年月日　平成二十四年十二月十三日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月二十五日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　栄浜埼灯台
位置
所在地　北海道利尻郡利尻町（栄浜埼）
北緯　四五―一二―四七
東経　一四一―〇八―〇一
変更した事項
光度　実効光度八、四〇〇カンデラ
光達距離　一三・〇海里
変更年月日　平成二十四年十二月十三日